

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 年 月 日)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7128-0111 (9時～17時まで)

担当 お客様相談室 生活相談員 倉持 史明

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2 ショートステイ 松葉園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名 ショートステイ 松葉園

所在地 千葉県野田市中里43-3

介護保険指定番号 短期入所生活介護 (千葉県第1271301036号)

(2) 同施設の職員体制 (活弧書きは介護老人福祉施設と兼務)

	常勤	非常勤	計
管理者	(1)		(1)
医師		(1)	(1)
生活相談員	(1)		(1)
介護職員	4		4
管理栄養士	(1)		(1)
機能訓練指導員	(1)		(1)
事務職員	(2)		(2)
看護師	(1)		(1)
介護支援専門員	(1)		(1)
調理員			
その他			

(3) 同施設の概要

定員	10名	共同生活室	1室
居室	ユニット型個室 10室	共同生活室談話室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります。		

3 サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事
- ③入浴
- ④介護
- ⑤機能訓練
- ⑥生活相談
- ⑦健康管理
- ⑧治療食の提供
- ⑨理美容のサービス
- ⑩その他のサービス

4 利用料金

(1) 基本料金

一日当たりの介護サービス費です。

(円単位)

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	728	1,455	2,182
要介護 2	798	1,595	2,393
要介護 3	875	1,750	2,625
要介護 4	949	1,897	2,845
要介護 5	1,020	2,039	3,059

(2) 滞在費・食費 (全介護度共通)

(円単位)

滞在費 (一日)	2,600
朝食	480
昼食	750
夕食	750

(3) 加算料金

日額計算です。

(円単位)

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
送迎加算 (片道)	190	380	570
夜勤職員配置加算Ⅱ	19	37	56
夜勤職員配置加算Ⅳ	21	42	62
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	23	46	69
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	19	37	56
機能訓練体制加算	13	25	37
個別機能訓練加算	58	116	174
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	6	9
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	5	9	13
認知症行動・心理症状緊急対応加算	207	414	620

看護体制加算（Ⅰ）	5	9	13
看護体制加算（Ⅱ）	9	17	25
医療連携強化加算	60	120	180
緊急短期入所受入加算	93	186	279
介護職員等処遇改善加算	利用者負担額の 17.6%		

※平成 30 年 4 月より地域加算が「1 単位＝10.33 円」に変更となっています。
尚、各種加算は地域加算の計算方式により、端数金額に若干の差が生ずる場合があります。ご了承下さい。

- (4) 介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、提示して下さい。
滞在費と食費が下記の金額になります。（日額計算です。）

(円単位)

段階区分	滞在費	食費
第一段階	880	300
第二段階	880	600
第三段階①	1,370	1,000
第三段階②	1,370	1,300

- (5) キャンセル料

入所前にお客様のご都合で利用を中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の前々日午後 5 時までにご連絡いただいた場合。	無料
入所日の前々日午後 5 時までにご連絡がなかった場合。	入所日の利用料 100%＋食費 1,700 円 入所日翌日の利用料 100%

- (6) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合、退居日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者様が途中退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

- (7) 支払方法

- ・利用者は、サービスの対価として料金を基に計算された合計額を利用 1 ヶ月ごとに支払います。
- ・事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日に利用者へ発送します。
- ・利用者は、当月の料金の合計額を翌月 25 日までにお支払いいただきます。

お支払方法は、指定口座振込みまたは現金によるお支払い若しくはあらかじめお客様から指定された口座からの自動引き落としとなります。引き落とし日は毎月26日（祝祭日の場合は翌営業日）です。

- ・事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、5日以上の猶予をおいての文書でのお申し出により、解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- ・お客様が介護保険施設に長期入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などから事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、暴言や暴力、各種ハラスメント行為や金銭等の不当な要求があった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合はサービス利用契約を終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

少人数単位のケア、一人一人の個性を尊重、「施設」から「住まい」への転換をはかり、できるだけ家族と変わらない普通の生活ができるよう心掛けていきます。

●大きな家、多くの家族が暮らす住まい

100名の方がゆっくりと暮らす大きな家。

50人程度のスタッフもみんなの家族です。

●普通の暮らしがここにある

できるだけ家族と変わらぬ雰囲気を保ちたい。

だから普通の暮らしがあります。

●個別性の尊重

利用者の生まれ育った環境、生活は十人十色。

それぞれの生活のリズムを尊重します。

●花と緑の住空間

ちょっとした花や緑。潤いがあり、清潔感のある環境を提供します。

●いつでも家族や地域の人がいっぱい

松葉園では家族や地域の人、ボランティアの方がいつでも気軽に来られる雰囲気です。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアル作成	有	
身体的拘束	無	※別途説明有り
ケアプラン	有	

(3) 施設利用に当たっての留意事項（詳細は別紙利用規約をお読みください）

- ・面会
- ・飲酒、喫煙
- ・設備、器具の利用
- ・所持品の持ち込み
- ・ペット

7 緊急時の対応方法

ご利用者様に体調の変化等があった場合は、主治医又は医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院 野田総合病院

8 非常災害対策

・災害時の対応

施設内の防災設備により速やかに対応いたします。また、職員が常駐しておりますので利用者への対応及び関係機関への連絡をすばやく行います。

・防災設備

非常警報装置、管轄消防署への非常通報装置、スプリンクラー設備、非常用散水栓、消火器、避難用すべり台、非常放送設備を備えております。

・防災訓練

定期的に避難訓練及び消火訓練を行います。（年3回以上）

・防災責任者 山 口 康

9 衛生管理等

- 1 施設の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行います。
- 2 当該施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

10 虐待防止に関する事項

- 1 利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 身体拘束

- 1 利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うことがあります。
- 2 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

実施する。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 その他のサービス

ご利用者様のご家族様で事情により宿泊をご希望される場合、布団等の寝具とお食事（有料）をご用意できます。必要な場合事前にお申し出下さい。

14 サービス内容に関する要望・苦情

(1) 当施設ご利用者要望・苦情担当

①ショートステイ 松葉園

電話番号：04-7128-0111

担当部署：お客様相談室 倉持 史明

(受付時間 月～金曜日 9時00分～17時00分)

②千葉県国民健康保険団体連合会

電話番号：①043-254-7404

②043-254-7428

③その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受けつけています。

市町村名 野田市 高齢者支援課

電話番号：04-7125-1111

④第三者委員

大塚 正巳

電話番号：090-5406-4635

小笠原 榮時

電話番号：090-2551-5512

15 当法人の概要

法人種別・名称 社会福法人 志豊会
代表者役職・氏名 理事長 山下 加美
本部所在地・電話番号 千葉県野田市中里43-3
04-7128-0111

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業

①特別養護老人ホーム「松葉園」の設置経営

2. 第二種社会福祉事業

①老人サービス事業（松葉園）

②老人短期入所事業（松葉園）

施設・拠点等	介護老人福祉施設	1ヶ所
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	1ヶ所
	通所介護・日常生活支援総合事業	1ヶ所

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用に当たり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

(所在地) 千葉県野田市中里43-3
(名称) ショートステイ 松葉園
(説明者) 倉持 史明 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。また、私および私の家族の個人情報について、必要な場合はサービス担当者会議等において使用することに同意します。

利用者 (住所) _____

(氏名) _____

(代理人) (住所) _____

(氏名) _____

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名し、それをもって契約開始となります。